

◎民法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（離婚の規定の準用）</p> <p>第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項（子の出生前に父母が離婚したときに係る部分に限る。）並びに第八百十九条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、婚姻の取消しについて準用する。</p> <p>（夫婦の氏）</p> <p>第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。</p> <p>2 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、その一方を戸籍の筆頭に記載すべき者と定めなければならない。</p> <p>（子の氏）</p> <p>第七百九十条 嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又は第七百五十条第二項の規定により戸籍の筆頭に記載すべき者と定められた者（次条第三項及び第八百十条において「戸籍筆頭者」という。）の氏を</p>	<p>〔民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）による改正後〕</p> <p>（離婚の規定の準用）</p> <p>第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項ただし書並びに第八百十九条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、婚姻の取消しについて準用する。</p> <p>（夫婦の氏）</p> <p>第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（子の氏）</p> <p>第七百九十条 嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。</p>

称する。

2 「略」

(子の氏の変更)

第七百九十一条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。ただし、父母が氏を異にする夫婦である場合において子が未成年であるときは、特別の事情があるときに限る。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母の氏又は父若しくは母の氏と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができる。

3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において子が戸籍筆頭者の氏と異なる氏を称しているときは、子は、第一項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、戸籍筆頭者の氏を称することができる。ただし、父母の婚姻後に第一項の規定により氏を改めた子については、この限りでない。

4 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前三項の行為をすることができる。

5 前各項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時

2 「同上」

(子の氏の変更)

第七百九十一条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる。

〔新設〕

3 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前二項の行為をすることができる。

4 前三項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時

から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏に復することができる。

(養子の氏)

第八百十条 養子は、養親の氏(氏を異にする夫婦が共に養子をするとときは、戸籍筆頭者の氏)を称する。

2| 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、前項の規定にかかわらず、養親とその配偶者についての戸籍筆頭者の氏を称する。

3| 養子が婚姻によつて氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、前二項の規定を適用しない。

から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏に復することができる。

(養子の氏)

第八百十条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。